

## 株式会社三十三銀行の サステナブル預金フレームワークに係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社三十三銀行のサステナブル預金フレームワークに対する第三者意見書を提出しました。

### ＜要約＞

株式会社三十三銀行は、三十三フィナンシャルグループ（三十三 FG）の中核子会社であり、三重県四日市市に本店を構える地域金融機関である。持株会社の三十三 FG は、2018 年 4 月の三重銀行と第三銀行の経営統合と同時に設立された。2021 年 5 月には三重銀行と第三銀行の旧 2 行が合併し、三十三銀行が発足した。三十三銀行は、2025 年 9 月末時点で、預金等残高 3 兆 9,532 億円、貸出金 3 兆 861 億円を有している。

三十三 FG は、「地域のお客さまから愛され信頼される金融グループとして、地域とともに成長し、活力あふれる未来の創造に貢献します。」という経営理念のもと、地域の顧客から愛され信頼される金融グループを目指し、企業価値向上に取り組んでいる。三十三 FG は、2020 年 3 月に「SDGs に関する基本方針」を制定し、SDGs の達成に貢献する取組みを進めてきた。2023 年 9 月、持続可能な社会・経済の実現と三十三 FG の企業価値向上を図るため、サステナビリティに対する基本的な考え方を示すものとして、「SDGs に関する基本方針」の上位に位置付ける「サステナビリティ方針」を制定し、特に重点的に取り組むべき 4 つのマテリアリティ（重要課題）を設定した。

三十三銀行は、顧客の再生可能エネルギー関連の取組みや脱炭素化に向けた設備投資など、持続可能な社会実現のための融資を「サステナブルファイナンス」としており、2021 年 11 月に「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」、2022 年 5 月に「サステナビリティ・リンク・ローン」、2023 年 9 月に「ソーシャルローン」の取扱いを開始している。「サステナブルファイナンス実行額」の 2024 年度実績は 1,131 件・839 億円となり、2024 年度から 2026 年度の 3 年間で 1,500 億円の目標を掲げている。

三十三銀行は、持続可能な社会の実現に向けたサステナブルファイナンスの更なる推進を目指すとともに、預金者に対して ESG への取組み機会を提供し、地域経済の持続的発展と将来にわたる豊かな地域社会の実現に貢献することを企図して、サステナブル預金フレームワーク（本フレームワーク）を策定した。本フレームワークに基づく預金（本預金）によって調達した資金は、外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているポジティブ・インパクト・ファイナンスに充当されるほか、再生可能エネルギー関連融資、医療・介護事業者向け融資のうち資金使途を設備資金に限定した融資に充当される予定である。

三十三銀行は、本預金の預入期間について 6 か月または 1 年を予定しており、将来にわたって繰り返し本預金を組成することが予定されている。また、本預金は円建て預金のみを対象としている。

三十三銀行は、本預金残高と本フレームワークの対象とする融資残高（本融資残高）を確認し、本融資残高が本預金残高を上回る状態を維持するように管理を行う。三十三銀行は、本預金残高がある限りにおいて、本預金を通じて調達した資金が本フレームワークで定める融資に充当され

ることによって発現したインパクトについて、年次でレポートингを行う。なお、三十三銀行は、本フレームワークの対象となる融資のポートフォリオとそれから発現するインパクトについて、JCR から年次でレビューを受け、そのレビュー結果を公表する予定である。

JCR は、本フレームワークが定める預金による資金調達から資金使途への充当までの流れにおいて、参考する基準（環境省のインパクトファイナンスの基本的考え方、グリーンローン原則、ソーシャルローン原則等）で示された事項に適合していることを確認した。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見

評価対象：株式会社三十三銀行  
「サステナブル預金フレームワーク」

2026年2月9日  
株式会社 日本格付研究所

## 目次

<要約> .....	- 3 -
I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要 .....	- 4 -
1. フレームワーク作成者の概要 .....	- 4 -
2. 本フレームワーク作成の目的 .....	- 6 -
3. 本フレームワークの概要 .....	- 7 -
II. 外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得したファイナンスに係る確認 .....	- 9 -
III. 再生可能エネルギー関連融資、医療・介護事業者向け融資のうち、資金使途を設備資金に限定した融資に係る確認 .....	- 11 -
IV. 結論 .....	- 16 -

## ＜要約＞

株式会社三十三銀行は、三十三フィナンシャルグループ（三十三 FG）の中核子会社であり、三重県四日市市に本店を構える地域金融機関である。持株会社の三十三 FG は、2018 年 4 月の三重銀行と第三銀行の経営統合と同時に設立された。2021 年 5 月には三重銀行と第三銀行の旧 2 行が合併し、三十三銀行が発足した。三十三銀行は、2025 年 9 月末時点で、預金等残高 3 兆 9,532 億円、貸出金 3 兆 861 億円を有している。

三十三 FG は、「地域のお客さまから愛され信頼される金融グループとして、地域とともに成長し、活力あふれる未来の創造に貢献します。」という経営理念のもと、地域の顧客から愛され信頼される金融グループを目指し、企業価値向上に取り組んでいる。三十三 FG は、2020 年 3 月に「SDGs に関する基本方針」を制定し、SDGs の達成に貢献する取組みを進めてきた。2023 年 9 月、持続可能な社会・経済の実現と三十三 FG の企業価値向上を図るため、サステナビリティに対する基本的な考え方を示すものとして、「SDGs に関する基本方針」の上位に位置付ける「サステナビリティ方針」を制定し、特に重点的に取り組むべき 4 つのマテリアリティ（重要課題）を設定した。

三十三銀行は、顧客の再生可能エネルギー関連の取組みや脱炭素化に向けた設備投資など、持続可能な社会実現のための融資を「サステナブルファイナンス」としており、2021 年 11 月に「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」、2022 年 5 月に「サステナビリティ・リンク・ローン」、2023 年 9 月に「ソーシャルローン」の取扱いを開始している。「サステナブルファイナンス実行額」の 2024 年度実績は 1,131 件・839 億円となり、2024 年度から 2026 年度の 3 年間で 1,500 億円の目標を掲げている。

三十三銀行は、持続可能な社会の実現に向けたサステナブルファイナンスの更なる推進を目指すとともに、預金者に対して ESG への取組み機会を提供し、地域経済の持続的発展と将来にわたる豊かな地域社会の実現に貢献することを企図して、サステナブル預金フレームワーク（本フレームワーク）を策定した。本フレームワークに基づく預金（本預金）によって調達した資金は、外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているポジティブ・インパクト・ファイナンスに充当されるほか、再生可能エネルギー関連融資、医療・介護事業者向け融資のうち資金使途を設備資金に限定した融資に充当される予定である。

三十三銀行は、本預金の預入期間について 6 か月または 1 年を予定しており、将来にわたって繰り返し本預金を組成することが予定されている。また、本預金は円建て預金のみを対象としている。

三十三銀行は、本預金残高と本フレームワークの対象とする融資残高（本融資残高）を確認し、本融資残高が本預金残高を上回る状態を維持するように管理を行う。三十三銀行は、本預金残高がある限りにおいて、本預金を通じて調達した資金が本フレームワークで定める融資に充当されることによって発現したインパクトについて、年次でレポートингを行う。なお、三十三銀行は、本フレームワークの対象となる融資のポートフォリオとそれから発現するインパクトに関して、JCR から年次でレビューを受け、そのレビュー結果を公表する予定である。

JCR は、本フレームワークが定める預金による資金調達から資金使途への充当までの流れにおいて、参照する基準（環境省のインパクトファイナンスの基本的考え方、グリーンローン原則、ソーシャルローン原則等）で示された事項に適合していることを確認した。

## I. フレームワーク作成者及びフレームワークの概要

### 1. フレームワーク作成者の概要

#### <会社概要>

三十三銀行は、三十三フィナンシャルグループ（三十三 FG）の中核子会社であり、三重県四日市市に本店を構える地域金融機関である。持株会社の三十三 FG は、2018 年 4 月の三重銀行と第三銀行の経営統合と同時に設立された。2021 年 5 月には三重銀行と第三銀行の旧 2 行が合併し、三十三銀行が発足した。三十三銀行は、2025 年 9 月末時点で、預金等残高 3 兆 9,532 億円、貸出金 3 兆 861 億円を有している。旧三重銀行は三重県北部、旧第三銀行は三重県中南部を中心に営業基盤を持っていたが、三十三銀行は三重県全域に加え愛知県や岐阜県などにも店舗ネットワークを構築しており、2025 年 9 月時点で 113 拠点を有している<sup>1</sup>。

#### <三十三 FG の経営理念、サステナビリティ方針、マテリアリティ>

三十三 FG は、「地域のお客さまから愛され信頼される金融グループとして、地域とともに成長し、活力あふれる未来の創造に貢献します。」という経営理念のもと、地域の顧客から愛され信頼される金融グループを目指し、企業価値向上に取り組んでいる。

三十三 FG は、2020 年 3 月に「SDGs に関する基本方針」を制定し、SDGs の達成に貢献する取組みを進めてきた。2023 年 9 月、持続可能な社会・経済の実現と三十三 FG の企業価値向上を図るため、サステナビリティに対する基本的な考え方を示すものとして、「SDGs に関する基本方針」の上位に位置付ける「サステナビリティ方針」を制定し、特に重点的に取り組むべき 4 つのマテリアリティ（重要課題）を設定した。

サステナビリティ方針	
マテリアリティ(重要課題)	対応する SDGs
1. 地域経済・地域社会の持続的発展への貢献 お客様の課題やニーズに応じた最適なソリューションの提供と地域の社会課題解決の取組みを通じて、地域経済の持続的発展と将来にわたる豊かな地域社会の実現に貢献します。	
2. 気候変動への対応・環境保全 気候変動対応や環境負荷低減に向けた取組みを通じて、地球にやさしい環境づくりに貢献します。	
3. ダイバーシティ&インクルージョンの推進 人材育成、女性活躍推進、働き方改革等の取組みを通じて、個性が尊重され多様な人材が溢れる職場環境の整備に努めます。	
4. ガバナンスの高度化 多様性のあるガバナンス体制の構築を通じて、経営の効率性と実効性を高めるとともに、適切な情報開示やステークホルダーの皆さまとの対話に努めます。	

図表 1：三十三 FG のサステナビリティ方針、マテリアリティ（重要課題）<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 三十三銀行 ホームページ <https://www.33bank.co.jp/about/gaiyou/company.html>

<sup>2</sup> 三十三 FG 2023 年 10 月 2 日ニュースリリース <https://www.33fg.co.jp/news/pdf/20231002.pdf>

三十三FGは、持続可能な社会・経済の実現と企業価値向上の好循環を目指し、以下のサステナビリティ目標を設定している。

項目			目標
サステナブルファイナンス実行額		2024/4～2027/3（3年累計）	1,500億円
CO <sub>2</sub> 排出量	2013年度比	2030年度	70%削減
		2050年度	カーボンニュートラル
エンゲージメント指数（※）		毎年	7点以上

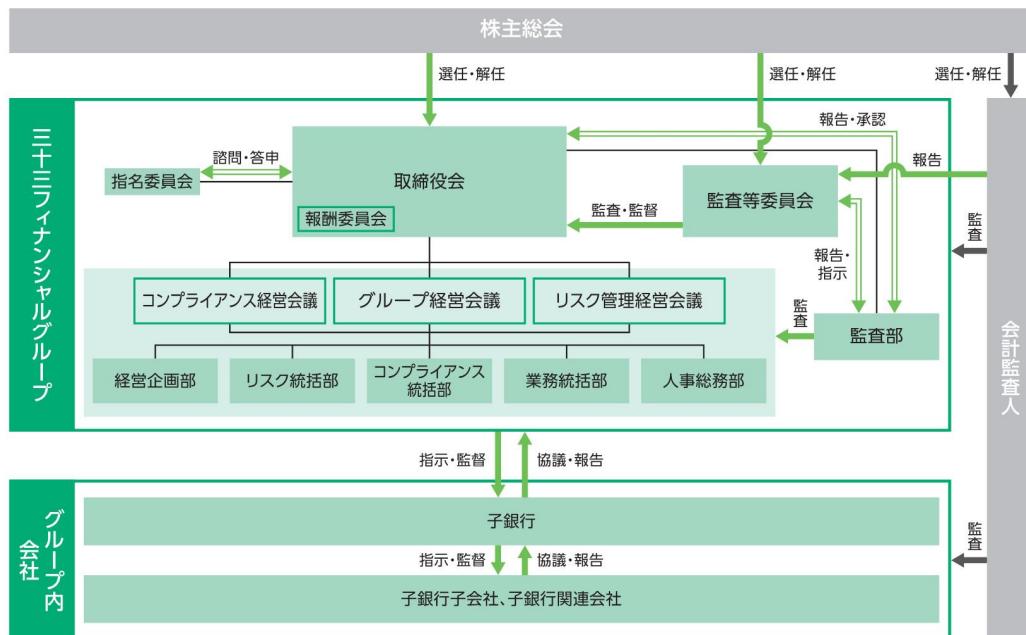
※会社への信頼度、愛着度を指標化し、会社と職員間の関係性を指数化したもの

図表2：三十三FGのサステナビリティ目標<sup>3</sup>

三十三銀行は、顧客の再生可能エネルギー関連の取組みや脱炭素化に向けた設備投資など、持続可能な社会実現のための融資を「サステナブルファイナンス」としており、2021年11月に「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」、2022年5月に「サステナビリティ・リンク・ローン」、2023年9月に「ソーシャルローン」の取扱いを開始している。「サステナブルファイナンス実行額」の2024年度実績は1,131件・839億円となり、2024年度から2026年度の3年間で1,500億円の目標を掲げている。

#### ＜三十三FGのガバナンス＞

三十三FG及びその連結子会社は、安定的かつ持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、迅速な意思決定により経営の効率性を高めるためにコーポレートガバナンスの充実に取り組んでおり、下記のガバナンス体制を構築している。



図表3：三十三FGのガバナンス体制<sup>4</sup>

<sup>3</sup> 三十三銀行提供資料よりJCR作成

<sup>4</sup> 三十三FG 統合報告書2025 [https://www.33fg.co.jp/profile/ir\\_library/dsc.html](https://www.33fg.co.jp/profile/ir_library/dsc.html)

三十三 FG は、サステナビリティに関する課題に適切に対応するため、グループ経営会議の下部組織として、社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置している。サステナビリティ委員会は、原則として年 2 回開催し、サステナビリティに関する対応方針、取組等を協議している。同委員会での重要な協議事項については、「グループ経営会議」や子銀行の「経営会議」に報告し、当該経営会議において協議・決定している。また、年 1 回、当社及び子銀行の取締役会に取組状況等を報告し、当該取締役会において、サステナビリティに関する取組状況等のモニタリングと監督を行うとともに、経営戦略やリスク管理に反映させる体制としている<sup>5</sup>。

## 2. 本フレームワーク作成の目的

三十三 FG は、これまで自社のサステナビリティ経営体制の整備のほか、顧客のサステナビリティ経営をサポートする「SDGs 応援パッケージ」やカーボンニュートラルへの取組みをサポートする「脱炭素スタートパッケージ」などのサービスを提供してきた。

三十三銀行は、本フレームワークに基づくサステナブル預金（本預金）による安定した資金調達を通じて、持続可能な社会の実現に向けたサステナブルファイナンスの更なる推進を目指すとともに、預金者に対して、ESG への取組み機会を提供し、地域経済の持続的発展と将来にわたる豊かな地域社会の実現に貢献することを企図している。

---

<sup>5</sup> 三十三 FG 有価証券報告書第 7 期（2024/04/01-2025/3/31）

### 3. 本フレームワークの概要

#### ① 本預金の概要

本フレームワークに基づく本預金の取り扱いについて、預入期間は6か月以上または1年が予定されており、将来にわたって繰り返し本預金を組成することが予定されている。また、本預金は円建て預金のみを対象としている。

#### ② 本フレームワークで定める資金使途

本預金によって調達された資金は、外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているポジティブ・インパクト・ファイナンスに充当するほか、再生可能エネルギー関連融資、医療・介護事業者向け融資のうち、資金使途を設備資金に限定した融資に限定して充当する。

本フレームワークで定める資金使途に関する国際原則・ガイドライン等は、以下の通りである。

本フレームワークで定める資金使途	関連する国際原則・ガイドライン等
ポジティブ・インパクト・ファイナンス	ポジティブ・インパクト金融原則 <sup>6</sup>
再生可能エネルギー関連融資のうち、資金使途を設備資金に限定した融資	グリーンローン原則 <sup>7</sup> グリーンローンガイドライン <sup>8</sup>
医療・介護事業者向け融資のうち、資金使途を設備資金に限定した融資	ソーシャルローン原則 <sup>9</sup> ソーシャルボンドガイドライン <sup>10</sup>

図表4：本フレームワークで定める資金使途と関連する国際原則・ガイドライン等

#### ③ 本フレームワークにおける評価プロセス

三十三銀行は、営業本部において本フレームワークに適合する融資を選定するとともに、本フレームワークへの適合性を確認する。当該選定については、営業企画部長が承認を行う。

#### ④ 本フレームワークにおける資金管理

三十三銀行は、本預金残高と本フレームワークの対象とする融資残高（本融資残高）を確認し、本融資残高が本預金残高を上回る状態を維持するように管理を行う。本預金残高が本融資残高を上回った場合、その超過分は現金又は現金同等物で管理を行い、可能な限り速やかに融資先に充当することでこの超過分を解消するように努める。

上記管理によって、預入期間において、本預金によって調達された資金の全額が本フレームワーク

<sup>6</sup> United Nations Environment Programme - Finance Initiative(UNEP FI) "The Principles for Positive Impact Finance" <https://www.unepfi.org/industries/banking/principles-for-positive-impact-finance/>

<sup>7</sup> Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Green Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

<sup>8</sup> 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

<sup>9</sup> Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association(APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Social Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>

<sup>10</sup> 金融庁 「ソーシャルボンドガイドライン 2021年版」 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

の対象となる融資先に充当されている状態が維持される。

##### ⑤ 本フレームワークにおけるレポートинг

三十三銀行は、本預金残高がある限りにおいて、本預金を通じて調達した資金が本フレームワークで定める融資に充当されることによって発現したインパクトについて、年1回レポートингを行う。レポートингの場所は、三十三銀行のホームページを予定している。主な開示事項は、以下のとおりである。

- 本預金の預入残高
- 適格サステナブルファイナンス分類別充当金額
- 本預金の預入残高が適格サステナブルファイナンスへの充当総額を超過していないこと
- 適格サステナブルファイナンス毎のインパクトによる貢献が期待される SDGs に係る 17 のゴール（一部のファイナンスに限る）
- 適格サステナブルファイナンス分類毎に発現が期待されるインパクトの定量的な指標

※なお、「再生可能エネルギー関連融資のうち資金使途を設備資金に限定した融資」については環境改善効果を示す指標（施設数、発電見込量もしくは発電容量等）、「医療・介護事業者向け融資のうち資金使途を設備資金に限定した融資」については社会的便益を示す指標（施設数等）を開示。

なお、三十三銀行は、本フレームワークの対象となる融資のポートフォリオとそれから発現するインパクトに関して、JCR から年次でレビューを受け、そのレビュー結果を公表する予定である。

## II. 外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得したファイナンスに係る確認

JCR は、三十三銀行の本預金のうち外部機関から国際原則等に関する評価や第三者意見を取得しているポジティブ・インパクト・ファイナンスに充当されるものについて、本フレームワークによって企図したアウトカム、インパクトが適切に発揮される商品設計となっているか否かについて、以下の 4 つの評価項目から確認した。なお、本評価項目は、環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」で示されたインパクトファイナンスの定義に係る要素 1~4 に対応している。

1. 融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか。
2. インパクトの評価及びモニタリングを行うものか。
3. インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか。
4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか。

- 
1. 融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つものか。
- 

三十三銀行は、本フレームワークで定める資金使途の一つとして、外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得したポジティブ・インパクト・ファイナンスへの融資を設定している。本融資は、外部機関の評価者や意見書を通じて、重大なネガティブインパクトの緩和・管理、ならびにポジティブなインパクトの発現が期待されることが説明されている。本フレームワークにおいて本預金で調達した資金の使途は本融資に限定されることを定めているため、本フレームワークはポジティブなインパクトを生み出す意図をもって設計されていると言える。また、国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得する際ににおいて、重大なネガティブインパクトの有無及びそれに対する緩和策についても検討されたものと考えられる。

以上より、本資金使途について、ネガティブインパクトの適切な緩和を前提にポジティブなインパクトを生み出す商品設計になっている。

- 
2. インパクトの評価及びモニタリングを行うものか。
- 

三十三銀行は、本フレームワークの資金使途の一つとして、外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得したポジティブ・インパクト・ファイナンスへの融資を設定している。外部機関から評価又は第三者意見を取得する際ににおいて、当該融資によって発現が期待されるインパクトに係る事前の評価及びモニタリング体制の評価がなされたものと考えられる。また、三十三銀行は、上記の事前の評価を確認して、インパクトの発現に係るモニタリングを行うこととしている。

以上より、本資金使途について、インパクトの評価及びモニタリングが適切に実施される体制が整備されている。

---

### 3. インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うものか。

---

本フレームワークで定める資金使途の一つとして設定された第三者意見を取得したポジティブ・インパクト・ファイナンスにおいて、当該ファイナンスの資金調達者は、外部機関から国際原則等に関する評価又は第三者意見を取得した際に、その評価又は第三者意見の情報開示を原則行っている。また、融資期間において発現したインパクトや KPI の進捗状況について、当該ファイナンスの資金調達者によって主に外部に情報開示されている。

三十三銀行は、上記の情報開示を参照して、本預金によって発現するインパクトについて、本預金のレポートингを通じて公表することを予定している。

以上より、本預金におけるインパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示が適切に実施される体制が整備されている。

---

### 4. 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするものか。

---

三十三銀行は、将来にわたって本預金を繰り返し組成することを予定している。これにより、中長期の視点で安定的な資金調達を実現することを意図している。また、預金者に対して、事前に資金使途がフレームワークに記載された融資に限定することを明示することを意図している。なお、本預金の途中解約については通常の定期預金と同様に取り扱われるものとなっている。

本預金は、三十三銀行が提供する通常の定期預金と同様に、預金者に対して利息という金銭面でのリターンを提供する。それに加えて、本預金を通じて充当された融資によって発現したサステナビリティに係るインパクトの結果を、レポートингという形で提供することとしている。三十三銀行は、本預金について、将来にわたって繰り返し組成することを予定しているため、預金者に対して、預金を通じたサステナビリティへの貢献の機会を中長期的に提供するものと考えられる。また、本預金は円建て預金であり、三十三銀行が取り扱う通常の定期預金と同様に預金保険制度の対象となる。

以上より、本預金は、中長期的な視点に基づき、金融機関及び預金者に対して適切なリスク・リターンをもたらす設計となっている。

上記 1 から 4 の結果より、本フレームワークが環境省のインパクトファイナンスの基本的考え方で示された事項に引き続き適合していることを JCR は確認した。

### III. 再生可能エネルギー関連融資、医療・介護事業者向け融資のうち、資金使途を設備資金に限定した融資に係る確認

JCR は、三十三銀行の本預金のうち再生可能エネルギー関連融資、医療・介護事業者向け融資のうち資金使途を設備資金に限定した融資に充当されるものについて、グリーンローン原則・ソーシャルローン原則への適合性の確認を行う。

#### (ア)調達資金の使途

##### 【確認の視点】

本項では、最初に調達資金が環境改善効果または社会的便益をもたらすプロジェクトに充当されていることを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について三十三銀行の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られていることについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

#### (1) プロジェクトのグリーン性・ソーシャル性について

##### (1)- i 再生可能エネルギー関連融資のうち、資金使途を設備資金に限定した融資

太陽光や風力、バイオマスといった再生可能エネルギーは自然資源をエネルギー源としており、直接温室効果ガス（GHG）を排出しないクリーンなエネルギーである。2025年2月に閣議決定した「第7次エネルギー基本計画」においては、日本において従来から目標となっている2050年カーボンニュートラル（2020年10月表明）の実現に向けた野心的なGHG排出量削減目標として、2035年度・2040年度にそれぞれ60%・73%の削減（いずれも2013年度比）を掲げている。再生可能エネルギーについては、2023年度における電源構成比で約23%まで拡大しているが、今後もS+3E（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）を大前提としつつ、再生可能エネルギーの主力電源化に徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すとしている。

	2023年度 (速報値)	2040年度 (見通し)
<b>エネルギー自給率</b>	<b>15.2%</b>	<b>3~4割程度</b>
<b>発電電力量</b>	<b>9854億kWh</b>	<b>1.1~1.2兆kWh程度</b>
<b>電源構成</b>		
再生エネルギー	<b>22.9%</b>	<b>4~5割程度</b>
太陽光	9.8%	23~29%程度
風力	1.1%	4~8%程度
水力	7.6%	8~10%程度
地熱	0.3%	1~2%程度
バイオマス	4.1%	5~6%程度
原子力	<b>8.5%</b>	<b>2割程度</b>
火力	<b>68.6%</b>	<b>3~4割程度</b>
<b>最終エネルギー消費量</b>	<b>3.0億kL</b>	<b>2.6~2.7億kL程度</b>
<b>温室効果ガス削減割合 (2013年度比)</b>	<b>22.9%</b> ※2022年度実績	<b>73%</b>

図表5：第7次エネルギー基本計画における2040年度時点の電源構成の見通し<sup>11</sup>

<sup>11</sup> 資源エネルギー庁 「第7次エネルギー基本計画」（2025年2月）

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic\\_plan/pdf/20250218\\_01.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20250218_01.pdf)

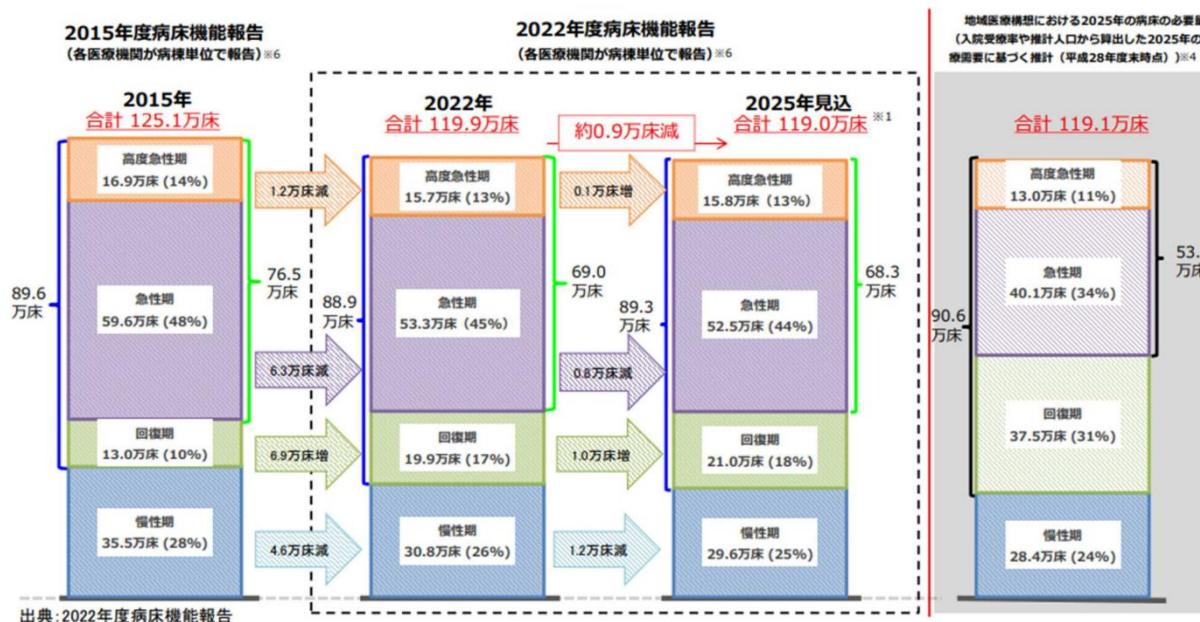
上述の目標達成に向けて、2040 年度における再生可能エネルギーの電源構成比率につき 4 割～5 割まで引き上げる必要があり、再生可能エネルギーの更なる導入拡大が求められる状況にある<sup>12</sup>。

三十三銀行は、再生可能エネルギー関連融資のうち設備資金に限定した融資のみを本フレームワークの対象としており、実態として太陽光と風力が対象となることを JCR はヒアリングしている。いずれも太陽や風といった自然資源をエネルギー源としており、化石燃料を代替することで GHG 排出量の削減といった環境改善効果が期待できる。以上より、本フレームワークの資金使途が再生可能エネルギーの普及に貢献するプロジェクトであり、適切であると JCR は評価している。

#### (1)- ii 医療・介護事業者向け融資のうち、資金使途を設備資金に限定した融資

##### 社会的課題 1：医療事業の必要性

日本の高齢化率（65 歳以上人口の割合）は 2025 年に 29.6% となり、4 人に 1 人以上が高齢者という本格的な高齢社会を迎えている。少子高齢化の流れは今後も加速し、2040 年には約 35% が高齢者となることが予想され、これに備え、医療・介護サービスの提供体制の整備が求められている。



図表 6：病床別の推移と今後の必要量予測<sup>13</sup>

厚生労働省が示す医療施設インフラ長寿命化計画（行動計画）<sup>14</sup>や地域医療構想<sup>15</sup>において、高齢者医療の特性として複数の慢性疾患を併存する患者の増加が指摘されており、これに対応するため、医療設備の計画的な更新、精度の高い診断機器やリハビリ設備の整備の構築などは必要とされている。

三十三銀行は、医療事業者向け融資のうち設備資金に限定した融資のみを本フレームワークの対象としている。以上より、本フレームワークの資金使途が医療事業の継続に貢献するプロジェクトであり、社会的便益を有すると JCR は評価している。

<sup>12</sup> 資源エネルギー庁「エネルギー基本計画の概要」 <https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218001/20250218001-2.pdf>

<sup>13</sup> 全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議（令和 6 年 1 月 23 日開催）

<sup>14</sup> 厚生労働省インフラ長寿命化計画 <https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/tp0416-01.html>

<sup>15</sup> 厚生労働省 地域医療構想について <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080850.html>

## 社会的課題 2：介護事業の必要性

日本の 65 歳以上の高齢者人口は 3,600 万人以上と推計され、高齢化率は 29% 台に達している<sup>16</sup>。日本の高齢化率は、世界各国の先進諸国と比較して最も高い水準となっており、今後も高水準が続くと見込まれる。

介護施設に対する需要は増加の一途をたどる一方で、供給が追い付いておらず、2025 年 4 月 1 日時点での厚生労働省調査で、要介護 3 以上の特養待機者は約 20.6 万人、そのうち在宅待機者は、約 8.6 万人に上っている。高齢化人口の増加に伴い介護ニーズがますます増大してくるなか、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みが必要とされ、介護保険制度が導入された。介護保険制度における要介護または要支援の認定を受けた人（要介護者等）については 2023 年度末には約 708 万人<sup>17</sup>に達している。要介護者等の増加に伴い、2025 年度には約 243 万人の介護職員が必要になる<sup>18</sup>と推計されており介護施設及び介護サービスの需要が増加することが見込まれているが、介護職員数及び介護施設の供給が不足している。

三十三銀行は、介護事業者向け融資のうち設備資金に限定した融資のみを本フレームワークの対象としている。以上より、JCR は本フレームワークの資金使途が介護事業の継続に貢献するプロジェクトであり、社会的便益を有すると JCR は評価している。

### (2) 環境・社会に対する負の影響について

三十三銀行は「環境・社会に配慮した投融資方針」を掲げており、そのなかで環境や社会に対してリスクや負の影響を与える可能性のある特定の事業等に対する投融資については慎重に判断し、その影響を低減・回避するよう努めている。

本フレームワークにおいて再生可能エネルギー関連融資、医療・介護事業者向け融資に関する設備投資が実施される場合には、環境・社会への負の影響として、工事に伴う騒音・振動、土地造成に伴う生態系への悪影響、設備稼働による騒音・振動・大気汚染等が想定されることから、三十三銀行は下記項目等について確認する予定である。

- 国もしくは地方自治体で求められる環境関連法令等の遵守状況、及び環境への影響調査の実施状況
- 施設の建設・導入時における地域社会・周辺住民とのコミュニケーション状況

以上より、三十三銀行は、環境・社会に対する負の影響を低減・回避するよう努めている。

<sup>16</sup> 総務省 統計からみた我が国の高齢者 <https://www.stat.go.jp/data/topics/pdf/topics142.pdf>

<sup>17</sup> 厚生労働省 令和 5 年度 介護保険事業状況報告（年報）<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/23/index.html>

<sup>18</sup> 厚生労働省 令和 3 年 7 月 第 8 期介護保険事業計画 [https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000207323\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000207323_00005.html)

### (3) SDGs との整合性について

JCR は、三十三銀行の再生可能エネルギー関連融資、医療・介護事業者向け融資について、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。

#### 目標 3：すべての人に健康と福祉を



ターゲット 3.4. 2030 年までに、非感染性疾患による若年層の死亡率を予防や治療により 3 分の 1 減らし、心の健康と福祉を推進する。

ターゲット 3.8. 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。

#### 目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに



ターゲット 7.1 2030 年までに、手頃な価格で信頼性の高い現代的なエネルギーサービスをすべての人々が 利用できるようとする。

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギー믹스における再生可能エネルギーの割合を大幅 に増やす。

### (イ) プロジェクトの評価と選定のプロセス

#### 【確認の視点】

本項では、三十三銀行が再生可能エネルギー関連融資、もしくは医療・介護事業者向け融資によって実現しようとする目標、プロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に預金者に開示されているか否かについて確認する。

#### (1) 目標

I-1 で記載した通り、三十三 FG は、「地域のお客さまから愛され信頼される金融グループとして、地域とともに成長し、活力あふれる未来の創造に貢献します。」という経営理念のもと、地域の顧客から愛され信頼される金融グループを目指し、企業価値向上に取り組んでいる。三十三 FG は、2020 年 3 月に「SDGs に関する基本方針」を制定し、2023 年 9 月にサステナビリティに対する基本的な考え方を示すものとして「SDGs に関する基本方針」の上位に位置付ける「サステナビリティ方針」を制定し、特に重点的に取り組むべき 4 つのマテリアリティ（重要課題）を設定した。

三十三銀行は、本フレームワークに基づくサステナブル預金による安定した資金調達を通じて、持続可能な社会の実現に向けたサステナブルファイナンスの更なる推進を目指すとともに、預金者に対して、ESG への取組み機会を提供し、地域経済の持続的発展と将来にわたる豊かな地域社会の実現に貢献することを企図している。

本フレームワークで資金使途として定められた「再生可能エネルギー関連融資」と「医療・介護事業者向け融資」について、三十三 FG の経営理念やマテリアリティ（地域経済・地域社会の持続的発展への貢献、気候変動への対応・環境保全）に資するものである、と JCR は評価している。

#### (2) 選定基準

JCR は、III- (ア) で確認したとおり、「再生可能エネルギー関連融資」と「医療・介護事業者向け融資」は環境改善効果または社会的便益を有するプロジェクトであると評価している。また、三十三銀行におい

て本フレームワークに準じたプロジェクトの選定ルールが定められていることを JCR は確認した。

### (3) プロセス

三十三銀行は、営業本部において、本フレームワークに適合する融資を選定し、その適合の確認を行う。充當にあたっては、営業企画部長の承認をもって決定する。本プロセスは、本フレームワークの開示等によって預金者に説明される。以上より、適切で透明性のあるプロセスであることを JCR は確認した。

### (ウ) 調達資金の管理

#### 【確認の視点】

本項では、本預金によって調達された資金が確実に再生可能エネルギー関連融資もしくは医療・介護事業者向け融資に充當されること、またその充當状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

本確認においては、本評価対象に基づき調達した資金が、早期に各適格プロジェクトに充當される予定となっているか否か、加えて未充當資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

三十三銀行は、本預金残高と本フレームワークの対象とする融資残高（本融資残高）を確認し、本融資残高が本預金残高を上回る状態を維持するように管理を行う。本預金残高が本融資残高を上回った場合、その超過分は現金又は現金同等物で管理を行い、可能な限り速やかに融資先に充當することでこの超過分を解消するように努める。本管理によって、預入期間において、本預金によって調達された資金の全額が本フレームワークの対象となる融資先に充當されている状態を維持する。以上より、JCR は、三十三銀行による調達資金の管理体制が適切であることを確認した。

### (エ) レポートイング

#### 【確認の視点】

本項では、本預金による資金調達の前後での投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

三十三銀行は、本預金で調達した資金の充當状況について、本フレームワークで定める内容を、年次で三十三銀行のウェブサイト上に開示する予定である。主な開示事項は、以下のとおりである。

- 本預金の預入残高
- 適格サステナブルファイナンス分類別充當金額
- 本預金の預入残高が適格サステナブルファイナンスへの充當総額を超過していないこと
- 適格サステナブルファイナンス毎のインパクトによる貢献が期待される SDGs に係る 17 のゴール（一部のファイナンスに限る）
- 適格サステナブルファイナンス分類毎に発現が期待されるインパクトの定量的な指標

※なお、「再生可能エネルギー関連融資のうち資金使途を設備資金に限定した融資」については環境改善効果を示す指標（施設数、発電見込量もしくは発電容量等）、「医療・介護事業者向け融資のうち資金使途を設備資金に限定した融資」については社会的便益を示す指標（施設数等）を開示。

以上より、三十三銀行によるレポーティング体制が適切であることを JCR は確認した。

なお、三十三銀行は、本フレームワークの対象となる融資のポートフォリオとそれから発現するインパクトに関して、JCR から年次でレビューを受け、そのレビュー結果を公表する予定である。

上記（ア）～（エ）の結果より、JCR は、本フレームワークにおける本預金で調達した資金を「再生可能エネルギー関連融資」と「医療・介護事業者向け融資」に充当する枠組みに関して、参照する基準を満たすことを確認した。

#### IV. 結論

JCR は、本フレームワークが定める預金による資金調達から資金使途への充当までの流れにおいて、参照する基準（環境省のインパクトファイナンスの基本的考え方、グリーンローン原則、ソーシャルローン原則）で示された事項に適合していることを確認した。

（担当）佐藤 大介・玉川 冬紀

## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体の、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、当該フレームワークに基づく預金によって調達された資金の充当によるポジティブな効果、又は充当された資金が環境・社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本預金により調達される資金が事業主体の設定する指標を達成する程度について、JCR は事業主体または事業主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンススタスクフォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

LMA, APLMA, LSTA 「グリーンローン原則」「ソーシャルローン原則」

環境省 「グリーンローンガイドライン」

金融庁 「ソーシャルローンガイドライン」

JCR 「JCR グリーンファイナンス評価手法」「JCR ソーシャルファイナンス評価手法」

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したもので、ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したフレームワークの環境省「インパクトファイナンスの基本的考え方」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：預金フレームワークを策定する金融機関をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画「金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー」
- ・環境省「グリーンボンド外部レビュー者登録」
- ・ICMA(国際資本市場協会)外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier(気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1) 金融機関、ブローカー・ディーラー、(2) 保険会社、(3) 一般事業法人、(4) 政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル